

# 建設業者工事説明会

令和7年3月6日（木）

市役所2階談話室2・3

1 あいさつ

2 内 容

(1) 令和7年度工事の入札制度等の変更について

(2) 質疑応答

(3) その他

# 令和7年度工事の入札制度等の変更について

日時：令和7年3月6日(木)

午後1時30分から

場所：談話室2、3

## 次 第

- |   |     |                   |     |
|---|-----|-------------------|-----|
| 1 | 議題1 | 完全週休2日制の拡大について    | 資料1 |
| 2 | 議題2 | 配置技術者の兼務要件の緩和について | 資料2 |
| 3 | 議題3 | 施工計画書の省略項目について    | 資料3 |

## 週休 2 日工事の拡大について

資産活用課

## 1 概要

建設業界では、建設現場における担い手の中長期的な育成・確保に向けた「働き方改革」への取り組みが最重要課題となっている。建設業の担い手の確保と定着に向けて、建設業の就労環境の改善を図り、働き方改革の推進に努める必要がある。

令和 6 年度から建設業に適用される時間外労働の上限規制がスタートしており、建設業における労働者の労働環境改善に向けて、令和 4 年度から試行している完全週休 2 日制工事の取り組みを愛知県の現行要領と同等とし、歩掛りによる経費と週休 2 日制達成経費との乖離を解消する。

## 2 実施要領の策定

これまで試行要領であったものを実施要領とし、愛知県に倣い、土木工事編と建築工事編に分けて運用する。月単位の判定もあり、より厳密な週休 2 日の取得が条件となっている。

## 3 対象工事の拡大

予定価格 1 3 0 万円以上の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が 5 日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事

## 4 積算方法

基本的に発注者指定型の週休 2 日制工事が発注するため、達成を見込んだ経費として発注し、達成できなかった場合は減額変更とする。

## 5 愛知県の状況

令和 5 年度より、全ての工事で原則発注者指定型の週休 2 日制工事が発注している。

## 6 実施要領の適用

令和 7 年度発注工事より適用

## 主任技術者等の兼務要件の緩和について

資産活用課

## 1 現状

建設業法第26条及び建設業法施行令第27条により、専任の主任技術者を必要とする工事は、請負金額4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上の工事である。

請負金額4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）未満の工事は、専任義務が無い主任技術者になるため、本数の制限なしで兼務可である。

また、碧南市のルールでは営業所の専任技術者であっても上記金額で現場の技術者の兼務を本数制限なしで認めている。

## 2 改訂

令和7年2月より、専任の主任技術者を必要とする工事は、請負金額4,500万円（建築一式工事は、9,000万円）以上の工事となる。配置する技術者を監理技術者にしなくてはならない下請代金額の下限も5,000万円（建築一式工事は8,000万円）に引き上げる。

令和6年12月13日より、工事現場に専任しなければならないとされている監理技術者について、条件付きで2現場まで兼務できるようになった。また、営業所の技術者も同金額で1現場の技術者を兼ねることができるようになった。

## 3 条件 ※1 すべてを満たすこと

- ・ 請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）
- ・ 1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ・ 下請は3次まで
- ・ 連絡員の配置
- ・ ICTなど遠隔で現場を確認できる機器の設置

## 4 背景

持続可能な建設業の実現のため、毎年技術者に関する条件は緩和されており、担い手不足を補っている。

## 5 碧南市の現状

4,000万円未満の工事が大半を占めており、業者によっては技術者1人で全ての現場の主任技術者となっている。令和6年度の工事では兼務している現場の技術的な面は下請に任せてしまっていたり、元請として理解できていないまま工事を進めていた現場が見受けられた。事後審査において兼務の場合には、本当に監理が可能かどうか聞き取りを実施しているが、その場面では可能と回答されるため契約に至っている。

## 6 適用について

令和7年度工事より適用する。

## 7 まとめ

### 現場代理人

兼務2件まで（碧南市発注のみ）

総額 4,000→4,500 万円（建築一式工事は 8,000→9,000 万円）まで

他工事の専任の主任技術者ではないこと

### 監理技術者

下請総額 4,000→5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）で基本は専任

兼務2件まで 条件付き※1

低入札工事は兼務不可

### 主任技術者

4,000→4,500 万円（建築一式工事は 8,000→9,000 万円）以上は専任

兼務2件まで 条件付き※1

上記金額未満は無制限

低入札工事は兼務不可

### 営業所専任技術者

4,000→4,500 万円（建築一式工事は 8,000→9,000 万円）未満で主任技術者  
とすることが本数無制限で可能

現場代理人にはなれない

※1 条件 すべて満たすこと

- ・ 請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）
- ・ 1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ・ 下請は3次まで
- ・ 連絡員の配置
- ・ ICTなど遠隔で現場を確認できる機器の設置

## 施工計画書の記載項目の省略について

資産活用課

## 1 概要

愛知県土木工事現場必携に記載されている請負代金 4,000 万円未満の工事においては施工計画書作成における省略できる項目について、碧南市の独自ルールで省略不可としている項目があるが、愛知県と同様に扱うことに変更する。

## 2 他市の状況

愛知県と同様の取り扱いをしている。

## 3 施工計画書の記載項目について

当初請負代金が 4,500 万円未満の工事及び単価契約工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。（愛知県も令和 7 年 4 月より 4,000 万円→4,500 万円に変更）

省略する項目は 2、4、5、6、7、10、11 とする。

1. 実施工程表
2. 現場組織票 (省略可能)
3. 安全管理
4. 指定機械及び主要機械 (省略可能)
5. 主要資材 (省略可能)
6. 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） (省略可能)
7. 施工管理計画 (省略可能)
8. 緊急時の体制及び対応
9. 交通管理
10. 環境対策 (省略可能)
11. 現場作業環境の整備 (省略可能)
12. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
13. 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
14. その他

## 4 適用について

令和 7 年度工事より適用する。